

下関市交通バリアフリー 基本構想



だれもが安心して快適に移動できる
活動的なまちづくりを目指して



下 関 市

下関市交通バリアフリー基本構想を策定しました

基本構想とは？

わが国においては、急速な高齢化が進み、「ノーマライゼーション¹」や「ユニバーサルデザイン²」の理念も踏まえ、高齢者や身体障害者などの自立した日常生活を確保することが重要な課題となっており、このため、高齢者や身体障害者などの公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上が急務となっています。

このような移動円滑化の実現に向け、平成12年11月、「高齢者、身体障害者などの公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる「交通バリアフリー法」が施行されました。

「下関市交通バリアフリー基本構想」は、この法律に基づき、JR下関駅およびJR新下関駅周辺地区におけるバリアフリー³化を重点的かつ一体的に推進するための整備方針や施策を示すものです。したがって今後は、平成22年度を目標に関係者および市民が一体となって、この基本構想に基づくバリアフリー化を進めていくこととなります。

- 1【ノーマライゼーション】すべての人が共に生活し、互いに助け合う社会を実現するために、若者も高齢者も障害のある人もない人も、ともに平等に社会の一員として生活し、活動する地域づくりを進める考え方。
- 2【ユニバーサルデザイン】障害の有無や年齢、国籍、性別などに関わらず、全ての人が安全、快適に利用できるように、設計や計画をするという考え方。
- 3【バリアフリー】高齢者や障害者などの利用と社会参加を阻止している物理的・心理的な障壁（バリア）を取り除くことにより、利用と社会参加を推進するという考え方。

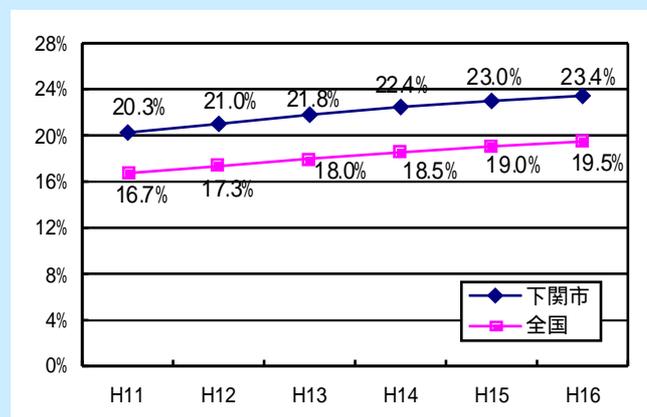
下関市でも高齢化は進んでいます

下関市の高齢者の人口は年々増加する傾向にあります。

平成16年の下関市の総人口は約24万9千5百人であり、そのうち高齢者数は約5万8千5百人となっています。また、総人口に占める高齢者の割合を示す高齢化率は23.4%と、全国の高齢化率である19.5%を大きく上回っており、本市の高齢化が著しいことが分かります。

こうしたなか、下関市では、高齢者や障害者などはもちろんのこと、すべての人が安心して快適に移動できるまちづくりの推進が課題となっています。

	高齢者数(人)		高齢化率(%)	
	下関市	全国	下関市	全国
H11	51,859	21,186,000	20.3%	16.7%
H12	53,442	22,005,000	21.0%	17.3%
H13	55,193	22,867,000	21.8%	18.0%
H14	56,613	23,629,000	22.4%	18.5%
H15	57,658	24,310,000	23.0%	19.0%
H16	58,485	24,876,000	23.4%	19.5%



資料(下関市):下関市総務課(住民基本台帳と外国人登録に基づき集計)

資料(全国):総務省統計局「人口推計資料」

各年10月1日現在

基本理念と基本方針

基本理念

だれもが安心して快適に移動できる活動的なまちづくり

基本方針

基本方針

人にやさしい歩行空間を確保するためのバリアフリーを推進します

- ・ 公共交通機関から周辺の歩行空間へ、面的なバリアフリー化の推進
- ・ 「ノーマライゼーション」や「ユニバーサルデザイン」の理念を考慮



基本方針

関係事業者との連携によりバリアフリー化を一体的に促進します

- ・ 国・県・市および関係事業者との調整や連携
- ・ 重点的かつ一体的な移動ネットワークの整備を推進

基本方針

市民参画型のバリアフリーのまちづくりを進めます

- ・ 市民の声を広く基本構想に反映させた、下関市らしいバリアフリーのまちづくり



基本方針

継続的なバリアフリー化を推進します

- ・ 事業の着実な実施、評価、改善を図るなど、継続的なフォローアップによる実効性のあるバリアフリー整備を実施

基本方針

「心のバリアフリー」社会の実現を目指します

- ・ バリアフリーに関する啓発・広報活動や福祉教育
- ・ 自然に快くサポートできる「心のバリアフリー」社会の実現



バリアフリーを進める重点整備地区の範囲と特定経路

平成22年度を目標に重点整備地区のバリアフリー化を推進します

下関市では、交通バリアフリー法の特定旅客施設と重点整備地区の要件を踏まえたうえで、高齢者や身体障害者などの旅客施設の利用状況や、現行の整備計画、地区別の高齢化率、主要施設の立地状況、市民へのアンケート結果およびヒアリング結果を総合的に考慮し、特定旅客施設を中心とした重点整備地区の設定を行いました。

その結果、JR 下関駅、下関駅バスターミナルを中心とした「下関駅周辺地区」、JR 新下関駅を中心とした「新下関駅周辺地区」を重点整備地区と位置づけ、平成22年度を目標にバリアフリー化を推進することとしました。

なお、これら以外の旅客施設周辺地区については、今後も整備の必要性や効果などを考慮しながら、適宜バリアフリー化について検討を行うこととしました。

下関駅周辺地区

特定旅客施設

JR下関駅
下関駅バスターミナル

周辺の主要施設

下関大丸、ダイエー、シーモール、下関市民会館、文化会館、中央公民館、海峡メッセ、下関郵便局、山口銀行など

下関駅周辺地区の現況



車止めの間隔が狭く、車いすが通りにくい

視覚障害者誘導用ブロックが識別しにくい

歩行者信号の青時間が短い

駅周辺に放置自転車が
多い

新下関駅周辺地区

特定旅客施設

JR新下関駅

周辺の主要施設

スーパーとみやま、とみやま下関店、コープやまぐち、山口銀行、勝山郵便局など

新下関駅周辺地区の現況



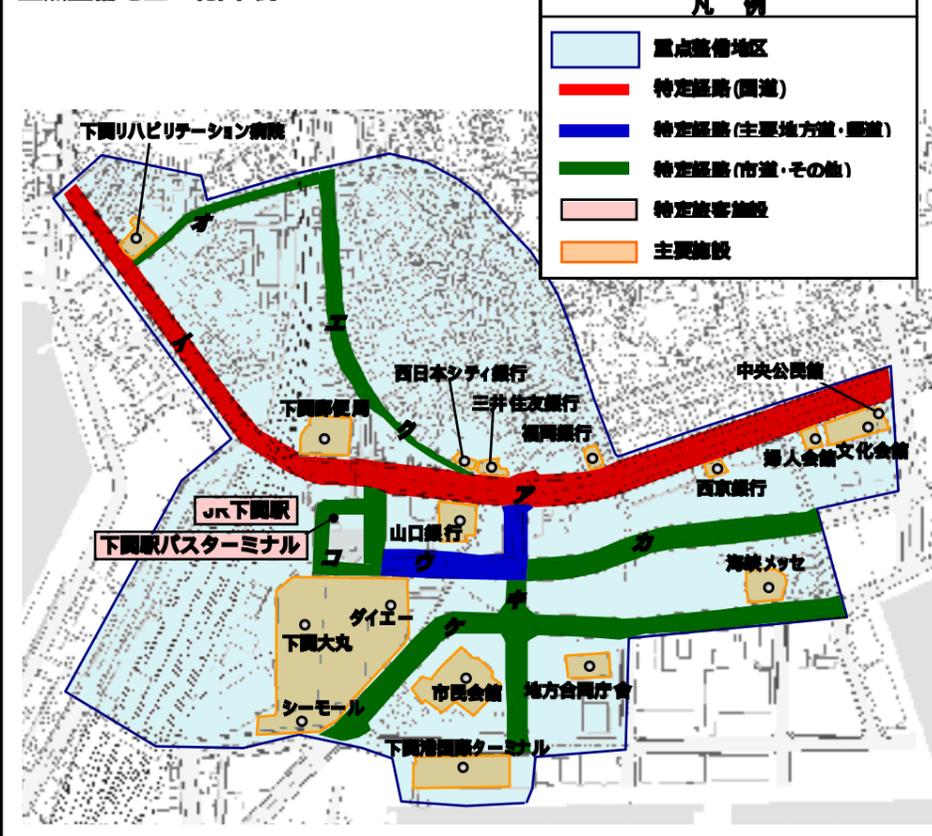
エレベーターなどの整

歩車分離されていない
道路が多い

歩道の車道切り下げ部

グレーチングの目が粗く、杖などがはまる

重点整備地区の範囲:約42ha



特定経路

- ア. 国道9号
- イ. 国道191号
- ウ. 県道下関停車場線
- エ. 市道下関駅・東駅線
- オ. 市道茶山・竹崎線
- カ. 市道竹崎・細江線
- キ. 市道竹崎線
- ク. 市道竹崎町28号線
- ケ. 細江臨港道路
- コ. 駅前広場

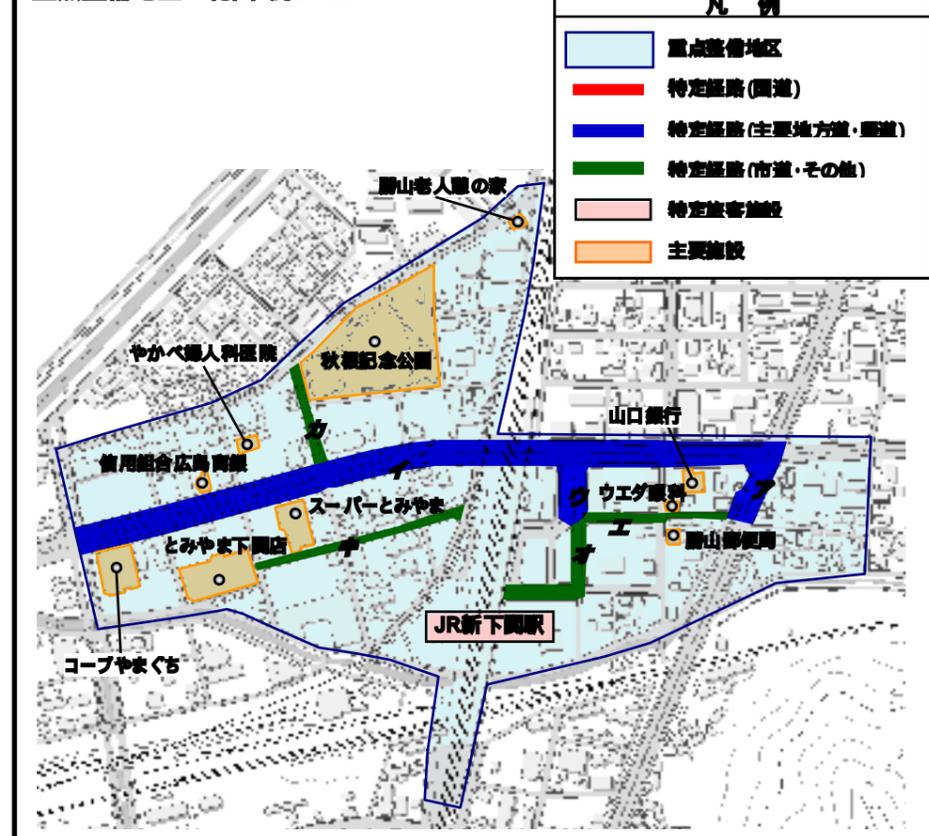
重点整備地区とは?

鉄道駅などの特定旅客施設を中心とし、バリアフリー化を重点的・一体的に進める一定の地区です。特定旅客施設から徒歩圏(概ね500m~1km)内の範囲としています。

特定経路とは?

特定旅客施設から周辺の主要施設までを結ぶ経路で、法で定められた「移動円滑化基準」に適合するよう整備します。

重点整備地区の範囲:約25ha



重点整備地区で実施するバリアフリー整備内容とその実現に向けて

重点整備地区のバリアフリー整備内容

公共交通特定事業 駅や車両のバリアフリー化を行います。

<JR 下関駅>

- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良

<下関駅バスターミナル>

- ・ 時刻表・料金表・路線図など案内表示の改良
(設置位置・形態・方法の見直し)

<JR 新下関駅>

- ・ 各ホームへの昇降設備(エレベーターなど)の設置
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの改良
- ・ 障害者用トイレの改良
- ・ 案内表示の改良(設置位置・形態・方法の見直し)

<バス車両>

- ・ 低床バスの導入
- ・ 車いすスペースの確保

その他、公共交通機関を利用する時の対応の充実を図るため、公共交通機関では社員へのバリアフリーに対する教育訓練を行います。

道路特定事業 道路のバリアフリー化を行います。

<特定経路(歩行空間)>

- ・ 歩道の設置
- ・ 歩車分離
- ・ グレーチングや車止めの改良
- ・ 段差・勾配・凹凸の改修
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良

交通安全特定事業 信号機などのバリアフリー化を行います。

<交通安全施設>

- ・ 信号機の音響機能や歩行者用青時間延長機能などの整備
- ・ 道路標識などの整備

その他の事業 バリアフリー化を支えるソフト施策を行います。

<重点整備地区全域>

- ・ 放置自転車の撤去

<その他>

- ・ 啓発・広報活動、福祉教育

整備例



車いすの向きを変えずに乗降できるエレベーター



車いすでの乗降りが可能な低床バス



目の細かいグレーチング



適切に設置された視覚障害者誘導用ブロック



視覚障害者の横断の安全性を確保するための音響式信号機

交通バリアフリー基本構想の実現に向けて

基本構想を実効性のあるものとするためには、基本構想策定後に事業の着実な実施を推進することが重要です。本市においては、基本構想に基づく事業実施に向け、特定事業を実施する各事業者に加え、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図って重点的かつ効果的なバリアフリー化を推進していきます。

また、三者が連携し、基本構想を総合的に推進していくために、「交通バリアフリー推進協議会(仮称)」を設置し、基本構想策定後の進行管理に努めていきます。

事業者の役割

交通バリアフリーの事業主体である公共交通事業者、道路事業者、交通安全事業者は各々が自主的に可能な範囲内で基本構想に位置付けられた特定事業の実施に努めます。また、整備後も利用者の意見を反映して必要な改善に取り組みます。

市民の役割

市民一人ひとりが相手の立場に立って考えることができる「思いやりの心」を育み、日常生活において「やさしさ」を持って行動できるよう、バリアフリーについての理解を深め、困っている人には声をかけて積極的に手助けをするなど、だれもができる「心のバリアフリー」を積極的に実践していきます。

行政の役割

市民や事業者の自主的な取り組みを進めるために、市民への啓発、教育活動や事業者への支援を行うとともに、バリアフリーに関する情報提供を積極的に進めます。

「交通バリアフリー推進協議会(仮称)」の役割

基本構想策定後の事業スケジュールや事業計画などの確認など事業実施に係る進行管理、および歩車道段差のあり方や視覚障害者誘導用ブロックのあり方などをはじめとする、各事業のより良い具体的な解決策について継続的な協議を行います。

基本構想の策定まで ～市民の皆さんの意見が反映された構想です～

懇話会・委員会における基本構想の検討

基本構想を策定するにあたって、各高齢者団体・障害者団体の方々や学識経験者から構成される「下関市交通バリアフリー基本構想策定懇話会」と公共交通事業者・公安委員会・道路管理者・市民代表・学識経験者などから構成される「下関市交通バリアフリー基本構想策定委員会」を設置し、4回にわたり協議が行われました。

アンケート・ヒアリング調査

平成16年3月には、下関市での公共交通機関を利用した移動に関する問題点やニーズを把握するために、高齢者・障害者を含む市民の方々を対象に、交通バリアフリーに関する意識調査を行い、456名の方々よりご回答をいただきました。また、この他、各施設管理者を対象にヒアリング調査を行い、公共交通施設、道路などのバリアフリー状況、整備予定などを把握しました。

タウンウォッチング（まちあるき）

平成16年7月には、重点整備地区において、旅客施設やその周辺道路の移動に関する問題点や課題を抽出するために、タウンウォッチングを行いました。ここでは、高齢者・障害者の方々や各施設管理者と一緒に歩行・点検を行い、参加者が移動に関する問題点などを共有することができました。

パブリックコメント

平成16年10～11月には、広く市民の意見を収集し基本構想に反映させるために、市のホームページ上で基本構想（案）を公開し、市民の方々に対して意見募集を行いました。視覚障害者の方については、点字の基本構想（案）を作成し、配布しました。



**一人ひとりが思いやりの心を持って、
みんなでバリアフリーのまちづくりをしましょう**

お問い合わせ先

下関市都市整備部都市計画課計画係

〒750-8521 下関市南部町1番1号

TEL：0832-31-1932 FAX：0832-31-4799

E-Mail：tstoshik@city.shimonosekiyamaguchi.jp